

令和6年度酒田市環境報告書（概要版）

（令和5年度実績）

酒田市環境基本計画

本編 P. 3-5

望ましい環境のあり方を明らかにし、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくことを目的とする10年間の計画です。

平成27年3月に策定した第2次酒田市環境基本計画について、令和2年度に計画の中間見直しを実施しました。

■目指すべき環境像

未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ

～全員参加で未来に拓く共生の地域づくり～

■基本目標

5つのテーマについて長期的かつ総合的な基本目標を定めます。中間見直し後も目標は継続します。

【共通目標】

全員参加みんなで取り組む
未来につながる環境づくり
（情報提供と環境教育）

1. 「身近な環境」に関する目標
安心で快適な美しい地域づくり
（美観保持、騒音悪臭の防止、動物の管理）

2. 「資源利用」に関する目標
環境負荷の少ない社会へ
（省資源、循環型社会の形成）

3. 「自然環境」に関する目標
自然を守り共に生きる
（豊かな自然の保護と活用）

4. 「地球環境」に関する目標
二酸化炭素の発生が少ない生活
（地球温暖化対策・再生可能エネルギーの普及推進）

大気環境

本編 P. 6-14

■自動測定器による大気汚染物質の常時監視

酒田市内の大気環境の測定については、山形県が若浜局の測定局で常時監視を行っています。

令和5年度における各測定局での調査では、5つの項目ともにほぼ横ばい状態で推移しており、光化学オキシダントを除く4つの物質については、環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、県内の他市と同様に本市においても環境基準を超過する日が発生しており、令和5年度では、基準（0.06ppm）を超過した日が32日ありました（最高値 0.092ppm）。しかしながら、注意報を発令する基準（0.12ppm）には至りませんでした。

オキシダント注意報・警報が発令された際は、窓を閉める、目を洗う、うがいをする、外出を控えて自動車の運転をしないといった点に注意してください。

○令和5年度 各大気汚染物質の年平均値

	環境基準	県測定局
		若浜
二酸化硫黄 (ppm)	0.04 以下	0.000
二酸化窒素 (ppm)	0.06 以下	0.003
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.1 以下	0.009
光化学オキシダント (ppm)	0.06 以下	0.039 (超過日数:32)
微小粒子状物質 (μg/m ³)	15 以下	8.2

資料：山形県

■中間見直しの内容について

中間見直し版については、国や県の現計画、市の総合計画等を参考に第2次環境基本計画を修正しました。

中間評価や市民アンケートの結果を取り入れ、環境基本計画の基本目標について引き続き推進するものです。



騒音・振動

本編 P. 15-18

騒音や振動の苦情は、日常生活に関係が深く、その発生源も多種多様となっています。

また、人によって感じ方が異なり、主観や感情も違ってくるために、心理的な影響が大きいとされています。

工場・建設作業・交通機関からの騒音振動については騒音規制法及び振動規制法で規制されており、大きい音の出るおそれのある特定施設を設置する場合や特定建設作業を行う場合には、事前に届け出るよう義務付けられています。

また、飲食店・カラオケボックスなどの深夜営業騒音、拡声器を使用した商業宣伝については「山形県生活環境の保全等に関する条例」により音量や使用可能な時間帯を制限しています。

平成 24 年度より、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、酒田市内における自動車騒音状況の常時監視を行っています。

令和 5 年度は、市内の 5 区間で直接道路端の騒音測定を実施し、他の 6 区間については推計により評価を行いました。その結果、全体の住居等戸数 4,156 戸のうち、昼夜とも環境基準を達成していた戸数は 99.9%に当たる 4,151 戸で、昼夜とも環境基準未達成の戸数は 0.1%に当たる 1 戸でした。

○令和 5 年度 自動車騒音測定結果

区 分	市街区間 騒音値	市街区間 騒音値	評価結果(全戸)					
			昼夜平均値 A+B+C+D	昼夜とも 基準値以下	昼のみの 基準値以下	夜のみの 基準値以下	昼夜とも 基準値超過	昼のみの 基準値超過
	(戸)	(戸)	(戸)	A (戸)	B (戸)	C (戸)	D (戸)	(戸)
酒田市	全 体	58,7	45	4,153 (100%)	4,151 (99.9%)	0	4	1
	一級河川沿	10,7	22	1,429 (100%)	1,426 (99.7%)	0	4	1
	早 道	10,8	2	2,387 (100%)	2,387 (100%)	0	0	0
	主 幹	08,289	44,536	9,378.6 (100%)	9,368.6 (99.9%)	11.4 (0.1%)	37.3 (0.4%)	281.1 (3.0%)

悪臭

本編 P. 19

悪臭とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。

悪臭の発生源は工場や事業所、飲食店からの排気によるものや、浄化槽からの排水、堆肥や野焼きによるものなど多岐に渡ります。また、一般的に「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられ、苦情の原因となることがあります。

酒田市では、工業専用地域を除く都市計画区域を悪臭防止法の規制地域に指定しています。また、人の嗅覚を利用して悪臭を感覚的にとらえて評価する「三点比較式臭袋法(嗅覚測定法)」を採用しており、臭気指数の規制基準により工場・事業場等の指導をしています。

水環境

本編 P. 20-28

■河川の水環境

河川の水環境基準は、生活環境の保全に関して 6 つの段階にわかれており、それぞれの類型に応じて基準値が定められています。酒田市では最上川や新井田川など、8 つの河川で環境基準の類型指定がなされています。

酒田市環境基本計画では、市内を流れる都市河川の水質が、環境基準を達成する目標を掲げています。

令和 5 年度は、山形県が、市内の環境基準地点をはじめとした 10 河川 11 地点で調査を行い、酒田市は、1 河川 1 地点で調査を行いました。その結果、環境基準地点における BOD 値(生物化学的酸素要求量)は、すべての地点で環境基準を達成しています。

○河川の類型指定と BOD 値(75%値)

河 川 名	類 型	環 境 基 準 地 点	BOD (mg/l)	
			環 境 基 準	令 和 5 年 度 調 査 結 果 (75%値)
最 上 川	A	両羽橋	2	0.9
京 田 川	A	亀井橋	2	0.5
赤 川	A	新川橋	2	1.1
新井田川	B	浜田橋	3	1.6
日 向 川	A	日向橋	2	0.5
荒 瀬 川	A	八幡橋	2	0.5
相 沢 川	A	宝永橋	2	0.7
藤 島 川	A	昭和橋	2	1.2
小 牧 川	-	-	-	1.7
豊 川	A	豊橋	2	1.1

資料：山形県

■海域の水環境

海域の水環境基準は、生活環境の保全に関して 3 つの段階にわかれており、それぞれの類型に応じて基準値が定められています。酒田市では酒田港を 5 つの区域分け、9 地点で環境基準の類型指定がなされています。

酒田市環境基本計画では、酒田港内の水質が、環境基準を達成する目標を掲げています。

令和 5 年度は、山形県が、市内の環境基準地点をはじめとした酒田港 10 地点で調査を行いました。その結果、環境基準地点における COD 値(化学的酸素要求量)は、すべての地点で環境基準を達成しています。

○海域の類型指定と COD 値(75%値)

水 域 名	類 型	環 境 基 準 地 点	COD (mg/l)	
			環 境 基 準	令 和 5 年 度 調 査 結 果 (75%値)
酒 田 港	B	第 1~5 区域	3	2.7(第 3 区域)

※最大数値の区域を記載

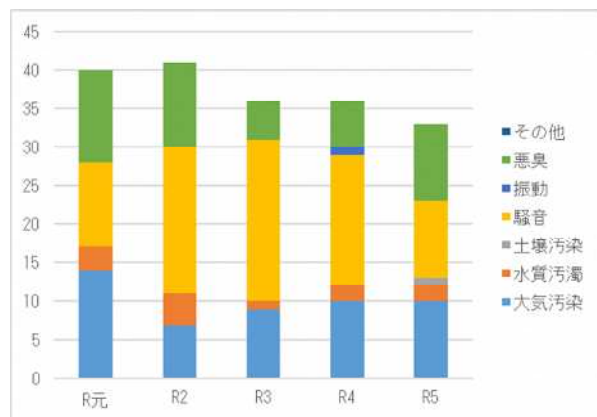
公害等苦情・相談

本編 P. 29-30

令和5年度に酒田市で受付けした公害等苦情と環境関係の相談の総件数は75件でした。

公害等の苦情は21件で、種類別に見ると、騒音と悪臭が各10件と多く、次に土壤汚染が1件となっています。事業所の作業音や家庭の生活騒音、野焼きや焼却炉の煙などが主な原因となっています。

○公害苦情等受付件数の推移 (単位：件)



※典型7公害のうち、地盤沈下については、発生していないため項目はありません。

公害苦情以外の相談について受付けした件数は54件あり、野良猫関係やペットの飼養に関するもの、野鳥関係の相談が多くを占めています。

油流出については、冬期間を中心に19件発生しましたが、市民生活の大きな影響を及ぼす取水制限などを必要とする流出事案は発生していません。

○公害以外の相談件数の推移 (単位：件)

		R元	R2	R3	R4	R5
公害以外	犬の飼い方 (騒音を除く)	8	9	4	2	5
	猫の飼い方	10	16	2	5	6
	野良猫関係	18	26	9	13	17
	ペット関係 (犬猫以外)	2	1	0	0	0
	野鳥関係	12	9	12	4	5
	害虫関係	6	6	3	1	0
	その他	11	3	10	2	2
	計	67	70	40	27	35
油流出事故		24	33	15	16	19
合計		91	103	55	43	54

発生源監視

本編 P. 31

市民の健康と生活環境を保全することを目的とした公害防止(環境保全)協定を、市と締結している事業者に対し、立入調査を実施して協定の遵守状況を監視しています。

■水質汚濁発生源立入調査

令和5年度は、協定を締結している3事業者(4工場)に対し、排水についての立入調査を年1~2回実施しています。

立入調査の結果、いずれの事業者においても協定を遵守していることを確認しました。

■悪臭発生源立入調査

令和5年度は、市が覚書の立会人となっている1事業者に対し、悪臭についての立入調査を年1回実施しました。

立入調査の結果、協定を遵守していることを確認しました。



放射線対策

本編 P. 32

酒田市の放射線量測定については、山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、平成23年7月より、県と市が連携して行ってきました。

各地点での空間放射線量が健康に影響のない水準で維持されている状況を踏まえ、同計画が改正され、令和元年度いっばいで空間放射線量率の測定を終了しております。

○定点測定結果 (単位：マイクロシーベルト／時間)

	酒田東高校グラウンド	
	地上 50cm	地上 1m
H29.4月	0.05	0.05
H29.7月	0.05	0.05
H29.10月	0.05	0.05
H30.1月	0.06	0.05
H30.5月	0.04	0.05
H30.10月	0.05	0.05
R元.5月	0.05	0.05

ごみとリサイクル

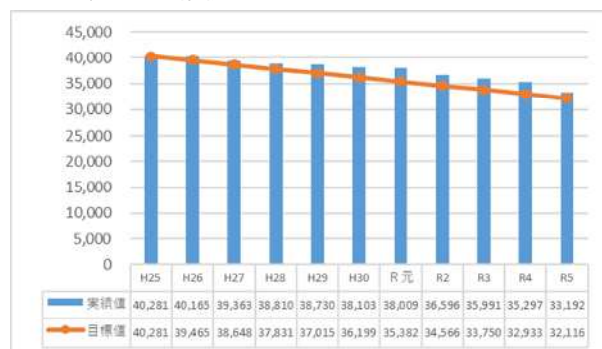
本編 P. 33-51

■ごみ排出量

令和5年度の家庭系のごみと事業系のごみを合わせた排出量は33,192トンで、ごみ処理基本計画(H27.3改訂)で定める目標値を超過しています。

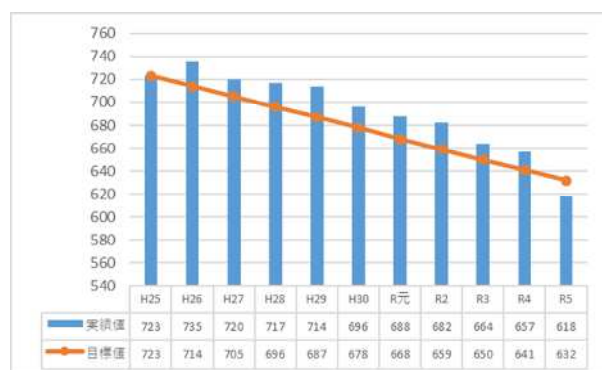
また、市民1人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ)に換算すると618グラムとなり、目標値を超過しています。

○ごみ排出量の推移 (単位: t)



○一人一日あたりの排出量(家庭系)の推移

(単位: g)



※令和4年度の目標値につきましては、令和3年3月に中間見直しを行った際のごみ処理基本計画に基づいた数値となります。

■ごみ減量化対策事業

①集団資源回収

集団資源回収を推奨・支援しています。

令和5年度は、自治会やこども会など230団体で実施し、回収量は1,584トンとなっています。

②資源ステーション

市内9か所に資源ステーションを設置し、紙類、ビン類、アルミ類の資源回収を行っています。

令和5年度の回収量は、合計で587トンとなっています。

③紙類資源回収

月1回(八幡地区は2か月に1回)ごみステーションにて、紙類資源を回収しています。

令和5年度の回収量は、675トンとなっています。

④生ごみ処理容器等助成

生ごみ処理機等の購入に助成をしています。

令和5年度は、コンポスト7件、電動式12件の購入に助成を行い、これまでの累計で5,948基が設置されています。

■不法投棄

令和5年度の不法投棄の件数は、77件で、前年度に比べ16件の増加となっています。

■海岸漂着ごみの問題

日本の沿岸に押し寄せる海岸漂着ごみは、生物被害などの環境への影響のみならず、水産資源や景観への被害といった経済的な影響もあり、全国的な問題となっています。

酒田市でも庄内海岸や飛島の沿岸に、毎年多くの漂着ごみが押し寄せており、県や市、多くの企業や団体などが主体となって、ボランティア清掃を行っています。

令和5年度は、計26団体、延べ32回のボランティア清掃が、市内の海岸・河口・港湾など各地で行われ、約11.2トンもの漂着ごみが回収されました。

一方で、海岸漂着ごみの問題には根本的に解決する上での多くの課題が残されています。



飛島クリーンアップ作戦

自然との共生

本編 P. 52-57

■鳥海イヌワシみらい館（猛禽類保護センター）

鳥海イヌワシみらい館は、市の鳥「イヌワシ」をはじめとする希少猛禽類の調査研究や普及啓発を行う拠点施設です。この施設では、猛禽類の生態や、それを取り巻く自然環境の重要性などを理解していただけるよう、展示室が設けられており、一般の方々が無料で観覧・利用できるようになっています。また自然観察会の企画・実施、学校等からの依頼による環境教育支援や普及啓発に取り組んでいます。

○令和 5 年度 猛禽類保護センター来館者数等

観覧会	148 人（7 回実施）
学校教育等支援	235 人（9 団体）
総来館者数	4,455 人（開館日数 323 日）



鳥海イヌワシみらい館
マスコットキャラクター
「ワッシーくん」



季節ごとの猛禽類
を観察する観察会

■傷病鳥獣救護

負傷により、自力で回復することが困難な野生鳥獣の救護を行っています。酒田市では、令和 5 年度に 12 件の野生鳥獣を救護しました。

救護した野生鳥獣は、大部分がハクチョウ等の鳥類となっています。特に冬季は飛行中に送電線へ接触したり、建物へ衝突したりして負傷した白鳥を救護する機会が多かったです。

■有害鳥獣捕獲許可

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のために、狩猟鳥獣のうち有害鳥獣捕獲を目的とした場合、10 種の鳥獣について捕獲許可権限を県から市へ移譲されています。

令和 5 年度は、ツキノワグマによる人的被害防止及びカラスなどによる水稲や果樹に対する農作物被害防止のため 50 件の有害鳥獣捕獲を許可しました。

地球環境問題

本編 P. 58-67

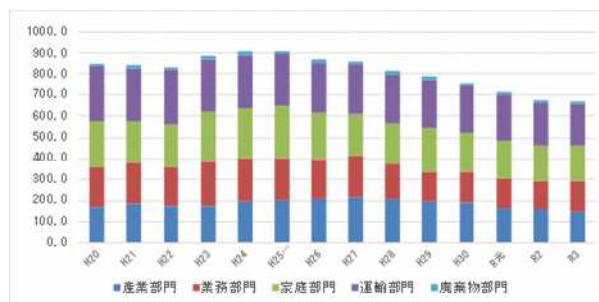
■酒田市内の温室効果ガス排出量

令和 3 年度*の温室効果ガス排出量は 670 千トンであり、前年度より 6.0 千トン減少しています。基準年度の平成 25 年度の 910.8 千トンと比べると、26.4%の減少になっています。

※環境省の自治体排出量カルテに基づいた推計値を掲載しています。（n 年度に n-2 年度の数値が公表されます。）

○酒田市内の温室効果ガス排出量の推移

（単位：千 t-CO₂）



■酒田市役所の取り組み

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「酒田市役所環境保全実行計画」を策定し、市役所の事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの削減のための取り組みを行い、地球温暖化対策を推進しています。

平成 30 年 3 月に策定した「第 3 期酒田市役所環境保全実行計画」においては、令和 12 年度までに、市役所の事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの量を、基準年度の平成 25 年度と比較して 36.2%削減することを目指し、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを行っています。

酒田市役所の目標

「温室効果ガスの排出量を 36.2%削減します。」

（基準年：平成 25 年度）

目標に向けて

がんばりましょう



■市役所の温室効果ガス排出量

令和 5 年度の市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、20,958t-CO₂ となり、基準年度の平成 25 年度と比較して 25.5%の削減となりました。

なお、排出量別では、二酸化炭素が全体の約 88.7%を占めていました。

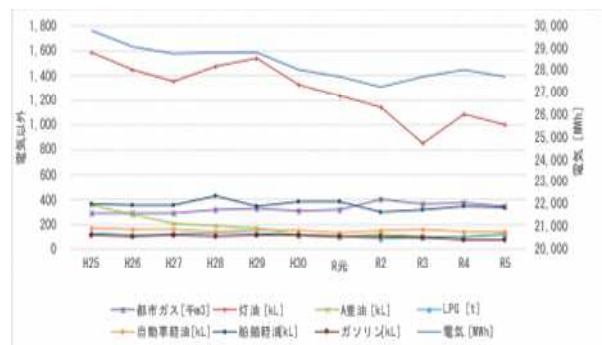
○H25-R5 の温室効果ガス排出量と比較

年度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	平成 25 年度比
H25	28,141	
R5	20,958	▲25.5%

■酒田市役所の燃料等使用量

令和 5 年度の燃料等使用量については、平成 25 年度比で A 重油が 69.3%、灯油が 37.0%など、都市ガス使用量を除く項目で減少しました。

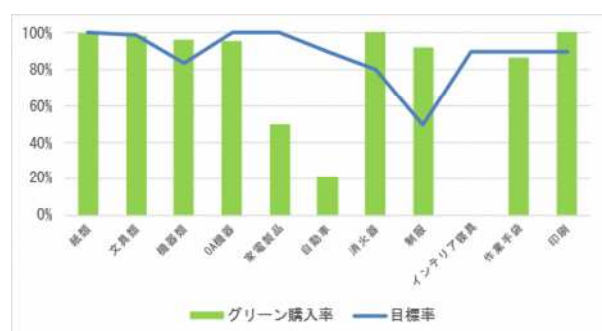
○燃料等使用量の推移



■グリーン購入

国等による環境物品の調達方針に倣い、環境に配慮した物品の調達に取り組めました。全体としての成果は物品の購入数をもとに計算したグリーン購入率で 99.8%となっています。

○令和 5 年度 クリーン購入率



■緑のカーテン事業

緑のカーテンとは、つるが伸びる植物を育てて壁や窓をカーテンのように覆うことで、夏の暑さをやわらげようとするものです。室内温度の上昇を防ぎ、快適に過ごすことができれば、エアコンなどの使用を控え、エネルギー消費を減らすことにつながります。簡単にできる省エネ・地球温暖化対策として市役所でも平成 20 年度から取り組んでいます。平成 25 年度までは、ゴーヤの苗を配布していましたが、平成 26 年度からは、ゴーヤの種と育て方の手引を無料で配布しています。なお、令和 5 年度をもって事業は終了いたしました。

○ゴーヤの種（苗）配布実績

年度	配布数	年度	配布数
H24	3,621 苗	H30	11,391 粒
H25	4,586 苗	R 元	10,866 粒
H26	9,159 粒	R2	8,335 粒
H27	12,046 粒	R3	10,020 粒
H28	12,647 粒	R4	10,140 粒
H29	11,624 粒	R5	10,000 粒

令和 6 年度 酒田市環境報告書（概要版）
（令和 5 年度実績）

令和 6 年 9 月発行

編集・発行 酒田市市民部環境衛生課
〒998-0104 山形県酒田市広栄町三丁目 133 番地
TEL:0234-31-0933
FAX:0234-31-0932
E-mail:kankyo@city.sakata.lg.jp